

分散登校時のオンライン授業に係る通信費の支援についてのお知らせ

新型コロナウイルス感染症のまん延が収まらないことから県の分散登校等の措置が延長されました。これにより授業の遅れによる学力低下が懸念されることから中学3年生と小学6年生は、全員登校で教室を分けての授業を行い、他の在校生は、引き続き分散登校とする中で2月14日（月）から中学1年生と2年生を対象にオンライン授業をすることといたしました。

オンライン授業を実施するにあたり、現在、通信環境が整っていない「生活保護、就学援助、子ども就学支援」を受けている保護者の世帯に対して、オンライン学習を実施するために最初の1か月間の通信費を市が負担します。

対象：現在オンライン授業を受けられる通信環境が整っていない「生活保護」「就学援助」「子ども就学支援給付金」のいずれかを受けている中学1年生及び2年生の保護者

条件：2月14日までに新規通信契約をすること

手続き：学校でルーターを借りる等機器を準備する。

通信会社と契約する。オンライン学習を快適に行うために10Gb以上を推奨

補助額：実費。ただし、上限額 3,300円

市に申請書及び契約書など回線を通したことを証明できる書類*を提出

※メール等で契約し、書類がない場合は学事課にご相談ください。

申請期限：2月末

支払日：3月中

注意：今回の補助は、分散登校に伴うオンライン授業を家庭で受けるためのものです。
翌月以降も通信契約を継続する場合にかかる費用の負担は保護者になります。
翌月以降の通信を希望しない場合は、解約手続きをしてください。

問い合わせ先

甲府市教育委員会学事課

電話 055-223-7322

担当 保健給食係 岩間

メール kyogaku@city.kofu.lg.jp